

徳島県未収金対策委員会設置要綱

(目的)

第1条 徳島県の全庁的な未収金対策の強化及び一元化のための体制整備を行い、未収金の回収の強化等未収金削減に向けた対策を検討、推進することを目的として、徳島県未収金対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 徳島県債権管理基本方針について
- (2) 未収金削減の目標の設定等について
- (3) 適正な債権管理や債権回収に資する対策の検討
- (4) その他委員会の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員等)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
2 委員長は、出納局に関する事務を担当する副知事をもって充てる。
3 副委員長は、経営戦略部長及び会計管理者をもって充てる。
4 委員は、別記1に掲げる職にあるものをもって充てる。

(委員会の開催等)

第4条 委員会は、委員長が招集する。
2 委員長は、委員会の所掌事務を総括する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在又は事故ある時は、その職務を代理する。

(幹事会等)

第5条 委員会に幹事会を置く。
2 幹事会は、委員長が必要と認める事項について調査検討を行う。
3 幹事会は、会長及び幹事をもって構成する。
4 会長は、出納局副局長をもって充て、幹事は、別記2に掲げる職にある者をもって充てる。
5 会長は、第2項の調査検討を行うため、委員長の承認を得て、未収金対策担当者会（以下「担当者会」という。）及び外部有識者からなる専門者会を設置することができる。

(幹事会の開催)

第6条 幹事会は、会長が招集する。

(構成員以外の者の会議への出席)

第7条 委員会、幹事会、担当者会等には、必要に応じ関係者の出席を要請し、意見等を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会、幹事会、担当者会等の事務局は、会計課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月31日から施行する。
- 2 この要綱の制定の日をもって、平成21年9月1日施行の徳島県未収金対策委員会設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別記 1

危機管理環境部副部長、政策創造部副部長、経営戦略部副部長、
未来創生文化部副部長、保健福祉部副部長、商工労働観光部副部長、
農林水産部副部長、県土整備部副部長、企業局副局長、病院局副局長、
教育委員会副教育長、警察本部警務部企画・サイバー警察局長

別記 2

危機管理政策課長、総合政策課長、総務課長、未来創生政策課長、
保健福祉政策課長、商工政策課長、農林水産政策課長、県土整備政策課長、
企業局経営企画戦略課長、病院局経営改革課長、教育委員会教育政策課長、
警察本部交通指導課長

財政課長、税務課長

こども家庭支援課長、国保・地域共生課長、
企業支援課長、用地対策課長、住宅課長、教育委員会人権教育課長、
教育委員会生涯学習課長